平成２８年（フ）第２１６号
神奈川県平塚市東中原１丁目17番14号
債務者　宮園　亮太
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２６０号
神奈川県秦野市戸川490番地の１　グレイス久保寺　101号
債務者　北村　好美
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２６１号
神奈川県秦野市戸川490番地の１　グレイス久保寺　101号
債務者　北村　好久
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２６８号
神奈川県秦野市戸川734番地の３、前住所東京都板橋区前野町６丁目21番11号　リジョイス常盤台303
債務者　若澤　憲礼
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１６７号
静岡県藤枝市高柳１丁目10番７号　ブルーランドＡ－201号
債務者　池田　義和
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０７号
静岡市葵区瀬名川２丁目36番18号
債務者　川崎　裕夫
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月13日午後２時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８３号
北海道旭川市８条通22丁目15番地の18　コーポエムＡ　207号室
債務者　岡崎　正樹
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９号
熊本県球磨郡あさぎり町上西30番地
債務者　山冨　昌美
1　決定年月日時　平成28年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２８年（フ）第４８号
釧路市昭和町３丁目12番14号　青柳マンション202
債務者　荒井　正宏
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月21日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第８４４号
神奈川県大和市つきみ野１丁目３番地21
債務者　松澤　和子
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８４５号
神奈川県大和市柳橋１丁目3906番地１
債務者　浅見　公彦
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月20日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８４６号
神奈川県高座郡寒川町一之宮４丁目22番９号
債務者　佐藤　英雄
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８７０号
横浜市磯子区森が丘２丁目15番14号　松本荘102号
債務者　北見佑季子
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４６号
岡山市南区泉田354番地１アルファⅡ205、旧住所松江市東朝日町218番地１ラヴィナスアテンコート305号室
債務者　東馬　嘉優
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５９号
東京都八王子市片倉町591番地８ハピネス片倉202号
債務者　高鷹　隼斗
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月20日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部